

報 道 発 表 資 料
平 成 2 8 年 3 月 2 5 日
広 島 地 方 気 象 台

旧恵下谷山無線ロボット雨量観測所跡地における空気湿電池の放置について

広島地方気象台は、広島市佐伯区湯来町の恵下谷山（えげたにやま）において昭和30年から平成3年まで無線ロボット雨量計による観測を実施していました。

無線ロボット雨量計は、観測機器及び無線装置の電源として空気湿電池を、観測開始から昭和50年代までの間使用していましたが、この空気湿電池84個が観測所跡地周辺に放置されていたことを確認しました。

この空気湿電池の電極には、少量の水銀が使用されていたことから、観測所跡地の土壌調査を行った結果、直下の土壌からは国が定める基準を超える水銀（無機水銀）が検出されました。

この結果を受け、広島地方気象台では、追加の土壌調査を行い、国が定める基準を超える水銀を含む土壌の範囲を確定しました。今後は、速やかに当該土壌の撤去を行います。

なお、本件につきましては、広島市及び地権者である広島森林管理署とも協議しながら対処を進めております。

地域住民の方々をはじめ、皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、今後も真摯に対応してまいります。

(本件問い合わせ先)

広島地方気象台

082-223-3950

1 旧恵下谷山無線ロボット雨量観測所の概要

昭和30年、広島市佐伯区湯来町の恵下谷山の山頂付近に観測施設を設置し、平成3年5月に観測を終了するまでの間、同地において雨量の観測を行っていました(図1)。

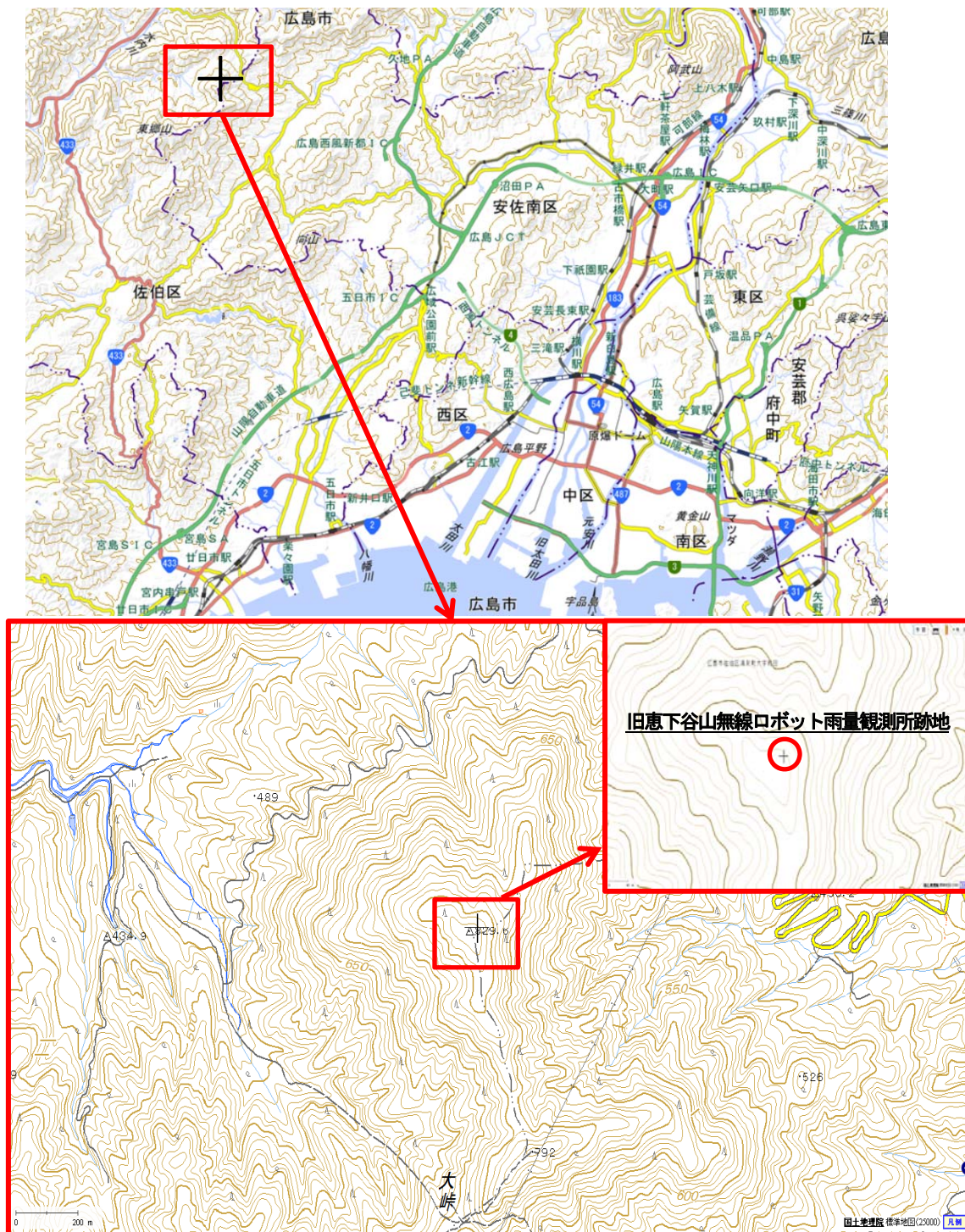


図1:観測所設置場所
(国土地理院発行の地形図を使用)

2 土壤調査結果と土壤除去範囲の確定

(1) 土壤調査結果

気象庁では、平成26年4月から、全国の無線ロボット雨量観測所等跡地を対象に、空気湿電池の処置状況について調査を行っています。広島地方気象台では、その一環として、平成26年5月及び7月に旧恵下谷山無線ロボット雨量観測所跡地を調査しました。その結果、空気湿電池84個が跡地周辺に放置されていることを確認しました。これらの空気湿電池はすでに撤去しています。

空気湿電池の電極には少量の水銀が用いられていたことから、空気湿電池の状況等を考慮したうえで、広島市及び広島森林管理署と協議し、計3回の土壤調査(※1)を実施しました。土壤調査の結果、図2に示す地点で、国が定める「土壤溶出量基準(※2)」を超える水銀(無機水銀)が検出されました(土壤溶出量:0.0006~0.014 mg/L)。なお、国が定める「土壤含有量基準(※3)」を超過していた地点はありませんでした。

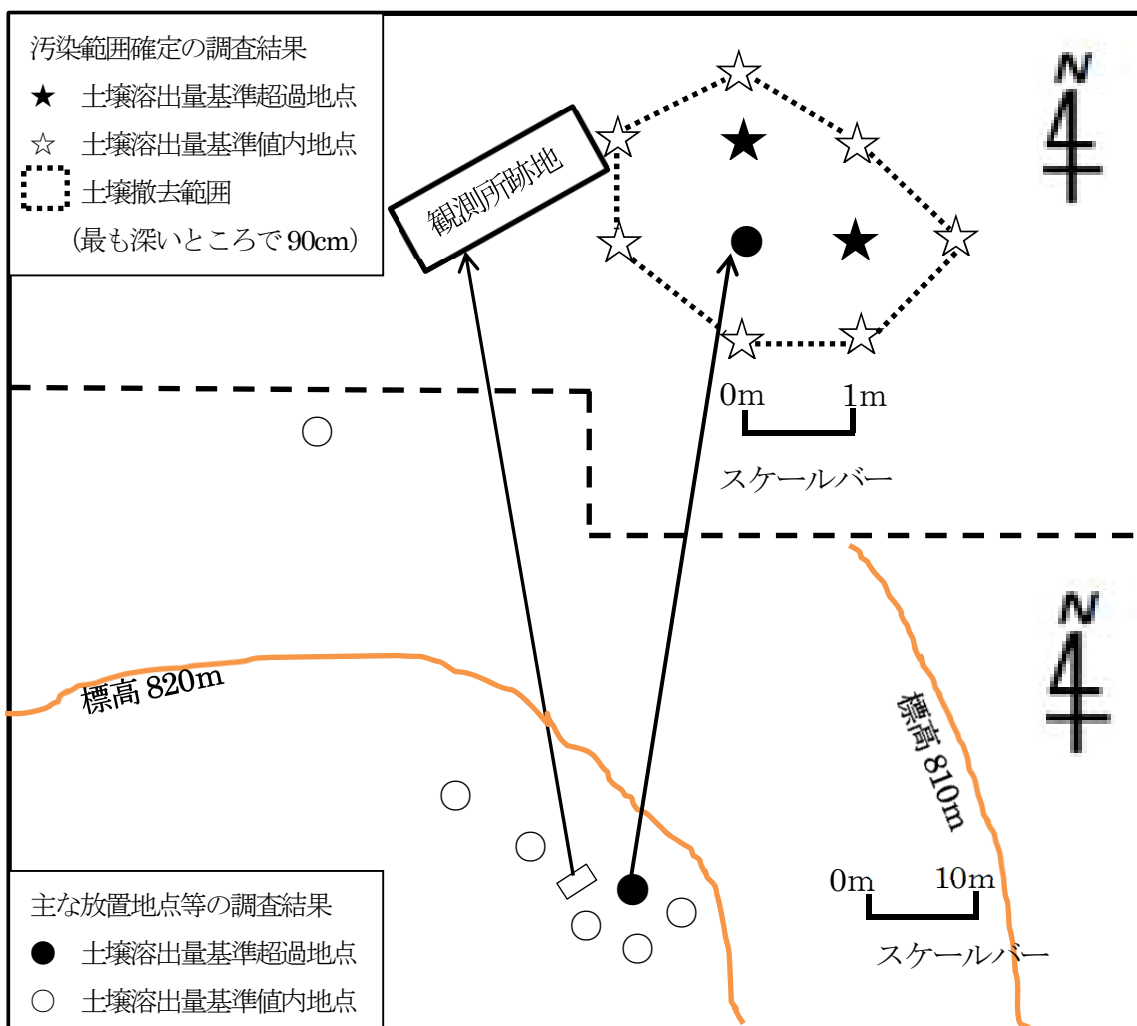


図2:土壤調査の実施箇所

(※1) 土壌調査について

土壌の調査にあたっては、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）で定める基準（※2、※3）を指標として準用しました。また、その測定方法については、同施行規則第 6 条第 3 項第 4 号及び同条第 4 項第 2 号の規定に基づく平成 15 年環境省告示第 18 号及び第 19 号で定める方法を準用しました。

(※2) 土壌溶出量基準

一生涯にわたり地下水を飲用し続けても健康に影響が現れないと判断される基準。水銀の場合、0.0005 mg/L。（土壌汚染対策法施行規則別表第 3）

(※3) 土壌含有量基準

一生涯にわたり土壌を直接摂取し続けても健康に影響が現れないと判断される基準。水銀の場合、15 mg/kg。（土壌汚染対策法施行規則別表第 4）

(2) 土壌撤去範囲の確定

前項の調査結果をもとに、広島市及び広島森林管理署とも協議のうえ、図2のとおり国が定める基準を超える水銀を含む土壌範囲を確定させました。

3 今後の対処

広島市及び広島森林管理署と協議のうえ、先に示した範囲にある土壌を撤去する予定です。

なお、土壌の撤去を実施するまでの間、土壌の飛散を防止するために、図3のとおりブルーシートを敷設（ペグ打ちで固定）し応急的な対策を施しています。



図3：飛散防止のためのブルーシートによる応急処置の状況